

第 14 回北海道全共(平 27.10.23-26)に向けて

確認しよう、出品条件！ Q & A

(一社)日本ホルスタイン登録協会

第 14 回全日本ホルスタイン共進会は、来年(平成 27 年)10 月 23 日(金)～26 日(月)の 4 日間、北海道勇払郡安平町の北海道ホルスタイン共進会場で開催されます。出品に関する詳細は、当協会又は都道府県登録取扱団体までお問い合わせ下さい。



Q1 出品申込の締切日は？（一部修正あり）

A 第 14 回全共出品申込の締切日について、共進会規則では平成 27 年 9 月 28 日(月)としておりますが、締切日における申込みの混雑や出品目録の作成期間等を考慮して、極力、平成 27 年 9 月 20 日(日)までに、日本ホル協あてに出品申込書類を提出していただくようご協力をお願いいたします（出品申込締切日の修正については、平成 26 年 10 月 3 日付けで各都道府県支部・承認団体あてにご連絡と最終選考日の調整方ご協力をお願いしています）。

Q2 血統登録申請牛は出品できますか？

A 出品牛は国内産のホルスタイン種またはジャージー種血統登録雌牛です。また、受精卵移植による生産牛は、血統登録時の所有者が居住する都道府県を産地とします(規則第 6 条)。

したがって、各都道府県で審査選定が開始される平成 27 年 4 月までに、確実に血統登録申込みを行い、出品申込締切日までに、血統登録証明書が手元に届いていることを確認してください。

出品牛の個体確認は、国の法律に基づく個体識別耳標で行うので、必ず両耳に所定の耳標を装着していなければなりません(規則第 6 条の 2)。また、出品牛の飼養地と審査会場間の搬入・搬出に際しては、家畜個体識別センター宛に各自で転入・転出報告を行って下さい(規則第 8 条の 3)。

Q3 1 農家で何頭まで出品できますか？

A ホルスタインの一般枠には1 戸 2 頭まで出品できます(規則第 5 条)。

なお、シンジケート所有牛を出品する場合は、出品者がこの牛のシンジケートの

構成員であれば、シンジケート所有牛を含めて1戸2頭までの出品となります。その場合、産地や飼養期間の条件(Q6)を満たしていることが必要です。

また、第1、2、6、9部(後代検定娘牛の部)と第15~18部(ジャージーの部)に出品する牛は1戸何頭までという制限はありません。したがって、1農家でホルスタイン一般枠2頭に加えて、後代検定娘牛の部とジャージーの部に出品することも可能です。

Q4 後代検定娘牛は、一般クラスにも出品できますか？

A 第14回全共では、後代検定娘牛の部として、第1部(未経産後12月齢以上14月齢未満)、第2部(未経産14月齢以上16月齢未満)、第6部(経産3歳未満)、第9部(経産3歳以上4歳未満)の4クラスを新設しました。

この部の対象は後代検定済または同候補種雄牛(過去の参加種雄牛を含む)の娘牛です。自県産であれば、出品者が飼養する期間の制限はありません(Q10の検定条件が必要)(規則第6条の1))。

後代検定娘牛を一般枠に出品することは可能ですが、「後代検定娘牛の部」に出品する牛を、一般枠の部に重複出品することはできません。

Q5 高等学校特別枠の対象は？何頭まで出品できますか？

A 第14回全共では「高等学校特別枠」を新設しました。対象は高校です(専門学校や短大、大学は対象にならないので、ご承知おきください)。この特別枠は一般枠や後代検定娘牛の部に出品しない高校に割当てられ、1校1頭の出品とします(規則第4条の3の2))。出品する部の区分は、ホルスタインの一般枠の該当する月(年)齢の部になります。なお、高校が、この特別枠ではなく一般枠や後代検定の部に出品することは可能ですが、高校枠に重複出品することはできません。高校からの出品に対しては、特別賞を贈呈する予定です(規則第17条の6)。

Q6 産地や飼養期間の条件は？

A ホルスタインの第1~11部(4歳未満)は自県産とし、出品者が27年9月末日まで引き続き6か月以上所有し、飼養していなければなりません。後代検定娘牛の部(第1,2,6,9部)出品牛は、自県産であれば飼養期間の条件はありません。

ホルスタインの第12~14部(4歳以上)は、国内産であれば産地の条件はなく、出品者が平成27年9月末日まで引き続き1年以上所有し、飼養していること、また、ジャージーの部出品牛(第15~18部)は、引き続き6か月以上所有し、飼養していることが条件です(規則第6条の1)2)3))。

Q7 飼養期間は、具体的にはいつから？

A 飼養期間は登録協会の移動証明および個体識別全国データベース(出生または転

入報告)によって確認します。具体的には、①「出品者が引き続き6か月以上所有し飼養」とは、平成27年3月31日以前から所有し飼養していること、②「出品者が引き続き1年以上所有し飼養」とは、平成26年9月30日以前から所有し飼養していること、になります。

Q8 「飼養期間」中の預託は可能か？

A Q6、Q7にいう「飼養期間」とは、「出品者が所有し飼養している期間」であり、育成牧場等への預託期間を「飼養期間」に含めることはできません。したがって、4歳未満の出品予定牛を育成等で預託している場合は、平成27年3月31日以前に預託先から引き揚げるようご留意願います。

Q9 生後20月齢以上の未経産牛は妊娠確実でなければならない？

A はい。生後20月齢以上の未経産牛(ホルスタイン第5部、ジャージー第16部の一部)は妊娠確実であることが条件です。なお、種付けの日を含めて180日以上で流・早産したものは経産牛として取扱います(規則第6条の4)。

Q10 出品牛や母牛に、検定の条件があるのですか？

A ホルスタインとジャージーの各部には、登録協会の検定成績証明申込みまたは証明済みという条件があります(乳量等の基準はありません)。牛群検定を実施しているだけでは条件を満たしませんのでご留意願います(規則第6条の3)。

検定条件はホルスタイン、ジャージーとも共通で、①22月末満の未経産牛は、出品牛の母牛が検定成績証明を申込中または証明済みであること、②30月末満の経産牛は本牛が検定成績証明申込中であること、③30月以上48月末満の経産牛は、本牛が検定成績証明を申込中または証明済みであること、④48月以上の経産牛は、本牛が検定成績証明済みであることが必要です。

Q11 検定成績証明を取得しているかの確認は？

A 検定成績証明を取得しているか否かの確認は、登録協会または都道府県登録取扱団体にお問合せ下さい。出品申込の締切時点でQ10の検定条件を満たしていなければ出品できないので十分にご留意願います。

出品を見込んでいる牛で検定条件を満たしていないものは、時間的な余裕を考えて、遅くても平成27年7月31日(厳守)までに検定成績証明を申込んで下さい。

なお、48月以上の出品牛(ホルスタインの第12~14部、ジャージーの第18部)は、「検定成績証明済み」が条件なので、既に検定終了または平成27年9月25日(出品申込締切の前週末)までに検定の終了(公式記録で検定期間が305日以上のもの、または305日未満で乾乳、疾病、除籍のため検定を終了または中止したものをいう)が見込まれるものとします。

牛群検定農家（立会）で検定を確実に実施していれば、過去の検定記録をもって検定成績証明を申込むことができます。

Q12 出品牛の衛生・防疫関係はどうなりますか？

A 「第14回全共衛生対策要領」に基づいて、出品牛の衛生・防疫対策を徹底させていただきますので、ご理解の上ご協力をお願いいたします。出品牛の衛生条件として、①結核病、ブルセラ病、ヨーネ病の検査を受けて健康を確認していること、②炭疽、牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、牛呼吸器病（5種混合生ワクチン又は6種混合ワクチン）の予防注射を実施、③真菌症の皮膚病及びイボ等の体表異常がないことの確認、が義務付けられています。

出品牛を搬入する際には、登録証明書及び所定の出品牛検査・予防注射証明書を提出願います。検査や予防注射の実施期間等の詳細は、登録協会ホームページ（トップ画面→全共）を参照願います。

Q13 出品者の服装や出品マナーは？

A 「出品作法の遵守」として、守るべき出品牛/出品者マナーが記述されています。出品牛の欠点を隠すための牛体への不自然な整形・調整や体毛操作（つけ毛や植毛）、異物挿入、過度の給水等の不正な行為を絶対に行わないようお願いします。なお、今回全共では、「背線や尾根部の毛の長さは3cmを超えてはならない」と定めていますので厳守願います。

出品者の服装は上下とも白色のもので、牧場名等の文字の入っていないものを着用して下さい（規則第12条及び別記「出品作法の遵守」参照）。



一般社団法人日本ホルスタイン登録協会

電話：03-3383-2501

FAX：03-3383-2503